

宮津市公報

令和6年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 14 宮津市児童手当事務処理規則…………… 1

告 示

- 114 宮津市収納代理金融機関の指定の取り消し…………… 4
115 宮津市収納代理金融機関の指定…………… 4
116 宮津市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 4

公 告

- 67 条件付一般競争入札の実施…………… 5
68 公示送達…………… 8
69 公示送達…………… 8
70 宮津市営住宅等(その他住宅)の入居者の公募…………… 9
71 条件付一般競争入札の実施…………… 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 18 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 12

農 業 委 員 会

《告 示》

- 9 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 12

規 則

宮津市児童手当事務処理規則をここに公布する。

令和6年9月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市規則第14号

宮津市児童手当事務処理規則

宮津市児童手当に関する規則（昭和50年規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当の支給等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（記録及び管理する情報）

第2条 市において記録及び管理する情報は、次のとおりとする。

- (1) 受給者に関する情報
- (2) 関係書類の返戻及び保留に関する情報
- (3) 受給資格調査員証の交付に関する情報
- (4) 父母指定者の管理に関する情報

（父母指定者指定届の処理等）

第3条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）第1条の3の規定による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付するものとする。

（一般受給資格者に係る認定請求書の処理）

第4条 市長は、施行規則第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には児童手当認定通知書により、受給資格がないものと認めた場合には児童手当認定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

（施設等受給資格者に係る認定請求書の処理）

第5条 市長は、施行規則第1条の4第3項の認定請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には児童手当認定通知書（施設等受給資格者用）により、受給資格がないものと認めた場合には児童手当認定請求却下通知書（施設等受給資格者用）により、請求者に通知するものとする。

（一般受給者に係る額改定認定請求書の処理）

第6条 市長は、施行規則第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、児童手当の額を改定すべきと認めた場合には児童手当額改定通知書により、児童手当の額を改定しないものと認めた場合には児童手当額改定請求却下通知書により、請求者に通知するものとする。

（一般受給者に係る額改定届の処理）

第7条 市長は、施行規則第3条第1項の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には児童手当額改定通知書により届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

（施設等受給者に係る額改定認定請求書の処理）

第8条 市長は、施行規則第2条第3項の額改定認定請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、児童手当の額を改定すべきと認めた場合には児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により、児童手当の額を改定しないものと認めた場合には児童手当額改定請求却下通知書（施設等受給者用）により、請求者に通知するものとする。

（施設等受給者に係る額改定届の処理）

第9条 市長は、施行規則第3条第2項の額改定届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該

届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合には当該届書を届出者に返送するものとする。

（職権による額改定の処理）

第10条 市長は、施行規則第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報提供を受けることを含む。以下同じ。）によって児童手当の額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定し、受給者が一般受給者の場合には児童手当額改定通知書により、受給者が施設等受給者の場合には児童手当額改定通知書（施設等受給者用）により、受給者に通知するものとする。

（一般受給者に係る現況届の処理）

第11条 市長は、施行規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書又は公簿等による確認をもって児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書により、届出者又は受給者に通知するものとする。

（施設等受給者に係る現況届の処理）

第12条 市長は、施行規則第4条第4項の現況届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、届出者に通知するものとする。

（受給事由消滅届の処理及び職権による消滅）

第13条 市長は、施行規則第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、届出者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書により、届出者が施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、届出者に通知するものとする。

2 市長は、施行規則第7条第1項の受給事由消滅届又は同条第2項の受給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により児童手当の認定を取り消し、受給者が一般受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書により、受給者が施設等受給者の場合には児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）により、受給者に通知するものとする。

3 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第14条 市長は、施行規則第9条第1項の未支払児童手当請求書又は同条第2項の未支払児童手当請求書（施設等受給資格者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給資格者用）により、請求者に通知する。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めたときは、一般受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書により、施設等受給資格者に係る請求の場合には未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給資格者用）により、請求者に通知する。

（寄附に係る事務処理）

第15条 受給資格者からの法第20条の規定による寄附の申出は、支払期日（法第8条第4項に規定する支払期日をいう。以下同じ。）の前月28日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

2 市長は、施行規則第12条の9第1項の寄附の申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月に受給資格者に支給される児童手当の額（法第21条又は第22条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、当該申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が受給資格者に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたときは、市長は、児童手当に係る寄附受領証明書を請求者等に送付するものとする。

4 受給資格者が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等に係る事務処理）

第16条 受給資格者からの法第21条の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期日の前月28日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 市長は、施行規則第12条の10の児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められた場合は、以後の支払期月に支給される児童手当の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第22条の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この項において同じ。）のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、受給資格者に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 前項に定める徴収等が行われたときは、市長は、児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書により、受給資格者に通知するものとする。

4 受給資格者が、申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

（児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第17条 市長は、法第22条第1項の規定に基づく児童手当から保育料の徴収（以下この条において「特別徴収」という。）をするとき、保育料特別徴収通知書により、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、保育料特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ通知するものとする。

3 特別徴収の額は、各支払期月に支給される児童手当の額（法第20条の規定に基づく寄附金額又は法第21条の規定に基づき徴収等をされる額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この項において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

（支払）

第18条 児童手当の支払日は、支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 児童手当の支払は、受給者の請求に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、児童手当支払通知書又は児童手当支払通知書（施設等受給者用）により受給者に通知するものとする。

(支払の一時差止等)

第19条 市長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき又は法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、児童手当支払差止通知書又は児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

第20条 市長は、児童手当の支給についての認定、児童手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に、新たな処分を行うものとし、当該取消しを行ったときは、文書をもって請求者又は受給者に通知するものとする。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第114号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき指定した宮津市収納代理金融機関について、次のとおり指定を取り消したので、同条第8項の規定により告示する。

令和6年9月17日

宮津市長 城崎雅文

- 1 指定を取り消した収納代理金融機関の名称
京都府信用漁業協同組合連合会宮津営業店
- 2 指定取消年月日
令和6年9月17日

————— * * * —————

宮津市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき宮津市収納代理金融機関を次のとおり指定したので、同条第8項の規定により告示する。

令和6年9月17日

宮津市長 城崎雅文

- 1 収納代理金融機関の名称
京都府信用漁業協同組合連合会
- 2 指定年月日
令和6年9月17日

————— * * * —————

宮津市告示第116号

宮津市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年9月27日

宮津市長 城崎雅文

宮津市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市移住支援事業補助金交付要綱（令和5年告示第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「が対象の求人を充足して定着に至った場合又は京都府の実施する起業支援事業費補助金の助成対象者となった場合に要する経費」を削り、「範囲」を「範囲内」に改める。

第2条第3号イ中「東京都区部内に所在する事業所において」の次に「、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として」を加え、同条第5号ア中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として」を削り、同条第6号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号に次の1号を加える。

(7) 移住先起業 移住者が次に掲げる要件のいずれにも該当する法人の設立又は個人が行う事業を開始するものをいう。

ア 法人にあっては当該法人の本店又は主たる事務所の所在地が、個人にあっては所得税法昭和40年法律第33号）第229条の届出書を提出した税務署長の管轄区域が東京圏外又は条件不利地域内であること。

イ 宮津市の区域内で事業を実施していると認められること。

第3条の見出しを「（補助対象者）」に改め、同条中「となる者」の次に「（以下「補助対象者」という。）」を加え、同条第1号アを削り、同号イ中「交付申請日」を「補助金の交付を申請する日（以下「交付申請日」という。）」に改め、同号中イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オを削り、カをエとし、キをオとし、同号に次のように加える。

カ 補助対象者の属する世帯の全ての世帯員が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

第3条第2号中「移住及び就業」を「移住先就業」に改め、同号ア中「及びウ」を「からウまで及びカ」に改め、同条第3号中「ウからオまで」を「イ、ウ及びカ」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 移住先起業を行う者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 第1号イ、ウ及びカの要件のいずれにも該当する者

イ 京都府の実施する起業支援事業費補助金（以下「起業支援金」という。）の交付の決定を受けていること。

ウ 交付申請日が起業支援金の交付の決定を受けた日から1年を経過していないこと。

第4条第1項を次のように改める。

補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 補助対象者のみの世帯（以下「単身」という。）の場合 60万円

(2) 補助対象者の属する世帯に補助対象者の他に世帯員がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 100万円

(3) 補助対象者の属する世帯に未成年の世帯員（申請日の属する年度の前年度の3月31日において18歳に満たない者（補助対象者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））である者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）がある場合 前号に掲げる額に、100万円に未成年の世帯員の数を乗じて得た額を加えた額

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

公 告

宮津市公告第67号

条件付一般競争入札の実施について

遠隔監視、遠隔操作システム設置工事について、次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

令和6年9月10日

宮津市長 城崎雅文

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 遠隔監視、遠隔操作システム設置工事
- (2) 工事番号 6水浄第1号
- (3) 工事場所 宮津市字滝馬地内他
- (4) 工事概要

各浄水場系統等の遠隔監視、遠隔操作を行うため、下記施設に監視操作端末等を設置する。

ア 滝馬浄水場管理棟

- ・広域監視制御盤_1式
- ・監視操作端末（プリンター付き）_1式
- ・モバイル端末_4台
- ・配線工事

イ 上下水道課執務室

- ・監視操作端末（プリンター付き）_1式

- (5) 工事期間 令和6年10月24日(木)から令和7年3月31日(月)まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市 企画財政部 財政課 資産活用係（宮津市役所別館1階）

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1 宮津市役所

電話番号 0772-45-1611

ファックス番号 0772-25-1691

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 電気工事業について特定建設業の許可を有する者であること。
- (2) 電気工事に係る経営事項審査の総合評定値（P点）が、800点以上であること。
- (3) 本店又は支店若しくは営業所の所在地が、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県又は和歌山県にあること。
- (4) 電気工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を、主任技術者として工事現場に専任で配置できること。
- (5) 元請負又は一次下請けで、水道情報活用システム導入に関する電気工事の実績があること。
- (6) 一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会の正会員であり、かつ運転監視に関する水道標準プラットフォーム参画アプリケーションの提供事業者であること。
- (7) その他については、条件付一般競争入札実施要領第3条第1項に示すとおりとする。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 営業所一覧表（別記様式2）

エ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全て

の候補者について条件を満足していなければならない。

また、技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

なお、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

オ 工事経歴書（別記様式4）

水道情報活用システム導入に関する電気工事について記載すること。

カ その他の資料

(ア) エの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

(イ) 一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会の正会員であり、かつ運転監視に関する水道標準プラットフォーム参画アプリケーションの提供事業者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

入札（開札）の形式は、京都府電子入札システムを利用して執行する電子入札とする。

ただし、紙による入札（以下「紙入札方式」という。）も可能とする。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間、設計図書等の閲覧期間
令和6年9月10日（火）から令和6年9月25日（水）までの9時00分から17時00分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

なお、確認申請書ほか様式は、京都府入札情報公開システムに掲載する。

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和6年9月11日（水）から令和6年9月25日（水）までの9時00分から17時00分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

なお、確認通知書（審査結果）は令和6年9月27日（金）発行を予定している。

(3) 設計図書等に関する質問受付

令和6年9月11日（水）から令和6年10月1日（火）までの9時00分から17時00分まで。

ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日を除く。

(4) 設計図書等に関する質問への回答

令和6年10月8日（火）の17時00分までに京都府入札情報公開システムに掲載する。

ただし、確認申請書、資格確認資料に関する質問は、随時口頭（電話）により回答する。

(5) 入札日時

入札書の提出は、令和6年10月15日（火）の9時00分から17時00分まで、及び翌日16日（水）の9時00分から14時00分までとする。ただし、16日は京都府電子入札システムの不具合発生などを考慮した予備日であるので、15日の提出を原則とする。

(6) 開札日時

令和6年10月17日（木）9時00分執行

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないものとする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

(2) 入札金額は「千円止め」とする。

(3) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

ウ 紙入札方式によって、同一人にして同じ入札に2以上の入札をしたとき。

エ 紙入札方式によって、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

カ 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

キ その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格 有_事前公表

予定価格は、170,665,000円（消費税含む。）とする。

11 最低制限価格 有_事後公表

最低制限価格は、落札決定後の公表とする。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

13 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払は3回とする。

14 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び条件付一般競争入札実施要領に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を熟読し遵守すること。

* * *

宮津市公告第68号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年9月11日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第69号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年9月19日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第70号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和6年9月20日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃（月額）	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	A棟	50,000円	5	1LDK
		B棟			

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年10月1日（火）から令和6年11月15日（金）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽選により入居者を決定します。

7 入居時期 令和6年12月下旬

————— * * * —————

宮津市公告第71号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市庁舎整備基本計画策定支援業務の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月26日

宮津市長 城崎雅文

本入札は、郵便入札によって実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 宮津市庁舎整備基本計画策定支援業務
(2) 業務の仕様等 別添「宮津市庁舎整備基本計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
(3) 履行期間 契約日から令和7年3月31日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部総務課（情報推進係）
宮津市役所本館3階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

電話番号 0772-45-1602

FAX番号 0772-25-1691

E-mail soumu@city.miyazu.kyoto.jp

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、かつ、下記6の入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、国又は地方公共団体の入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」という。）の期間中でない者であること。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
(4) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与しているものを含む。）が、宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
(5) 業務を実施するに当たり、国または地方自治体等が発注する類似の基本計画策定支援に関する受託実績があること。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
(2) 申告書（様式2）
(3) 添付資料
ア 登記事項証明書（履歴事項証明書） 発行後3か月以内のもの（写し可）
イ 市区町村納税証明書（滞納のないことの証明書）発行後3か月以内のもの（写し可）（本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村で発行されたもの）
ウ 誓約書

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
令和6年9月26日（木）から令和6年10月11日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間

中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 仕様書等の閲覧期間

令和6年9月26日(木)から令和6年10月11日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当部署に同じ

※仕様書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

令和6年9月26日(木)から令和6年10月11日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

ただし、提出方法は郵送とし、令和6年10月11日(金)の午後4時までに2に示す担当部署へ必着とすること。

(4) 質問の受付

仕様書等に関する質問

令和6年10月11日(金)まで

ただし、郵送の場合は令和6年10月11日(金)の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

仕様書等に関する回答

令和6年10月16日(水)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書とその内訳を記載した内訳書を2に示す担当部署へ提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

イ 入札書を送付するときは、封筒の表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日及び入札参加者の住所、名称及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)を記載して、封印するものとする。

ウ 入札書を封印した封筒は、送付用の封筒に入れて、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便で送付するものとする。宛名は2に示す担当部署とし、表側に「入札書在中」と明示するとともに、業務名、入札日並びに入札参加者の住所、名称及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)を記載するものとする。

(7) 入札書の提出期限

令和6年10月28日(月)の午後4時までに必着とする。

(8) 入札日及び場所

令和6年10月29日(火)午前11時

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該業務の入札に参加することができない。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、郵便入札によって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書の送付先及び提出期限その他必要事項を別途通

知する。

(3) 入札金額は「円止め」とする。

(4) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ 入札書が提出期限までに到達しなかったとき。

キ 持参、普通郵便等の5の(6)に示す提出方法によらない方法で入札書が提出されたとき。

ク その他入札条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金については免除とする。

11 その他

その他については、宮津市財務規則、「宮津市郵便入札実施要領」及び「郵便入札に関する注意事項」の規定に示すとおりとする。

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第18号

令和6年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月17日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 令和6年9月20日（金）午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第9号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和6年9月5日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲司

1 日 時 令和6年9月12日（木）午前9時30分

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第40号 非農地証明交付申請の承認について

議案第41号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について